

## 「大崎事件」再審請求棄却決定に抗議する会長声明

鹿児島地方裁判所（中田幹人裁判長）は、2022年（令和4年）6月22日、大崎事件第4次再審請求事件につき、再審請求を棄却する決定をした（以下「本件再審請求棄却決定」という。）。

大崎事件は、原口アヤ子氏が元夫、義弟と共謀して被害者を殺害し、義弟の息子も加わって被害者の遺体を遺棄したとされる事件である。原口アヤ子氏は、逮捕時から一貫して無実を主張したが、確定審において懲役10年の有罪判決が宣告された。

原口アヤ子氏は、服役中も無実を訴え続け、服役終了後に再審請求を行い、第1次再審請求において、2002年（平成14年）3月26日、鹿児島地方裁判所における再審開始決定を勝ち取った。しかし、検察官が即時抗告し、福岡高等裁判所宮崎支部により再審開始決定は取り消され、再審請求棄却決定が確定した。

第2次再審請求において、鹿児島地方裁判所は再審請求棄却決定を下し、原口アヤ子氏の即時抗告及び特別抗告も認められなかった。

第3次再審請求において、2017年（平成29年）6月28日、原口アヤ子氏は再び鹿児島地方裁判所における再審開始決定を勝ち取った。これに対し、検察官が即時抗告したためさらに審理を受けることを余儀なくされたものの、福岡高等裁判所宮崎支部は異例の早さで2018年（平成30年）3月12日に検察官の即時抗告を棄却した。裁判合議体による3度目の再審開始判断であった。しかしながら、これに対し検察官はさらに特別抗告し、そして最高裁は、2019年（令和元年）6月25日、検察官の特別抗告には理由がないとしながら、再審開始決定を取り消さなければ著しく正義に反すると言いつち、職権により再審開始決定及び即時抗告棄却決定（再審開始維持）を取り消して再審請求を棄却した。

第4次再審請求に対する本件再審請求棄却決定は、新証拠である救命救急医の医学鑑定、供述鑑定及び心理鑑定について限定的な証明力しか認めず、再審公判への扉を閉じた。

本件再審請求棄却決定は、「客観的状況からの事実の推認」は揺るがないとするが、その内容は第3次再審請求における最高裁決定をも参照すると、被害者の遺体の発見状況等からして死体遺棄犯は原口アヤ子氏ら家族しか想定できないということを意味していると思われる。

しかしながら、本件再審請求棄却決定が揺るがないとする「客観的状況」には、弁護団が信用性を争っている供述で示された「状況」も含まれており、これをあたかも天地

自然の理かのように「客観的状況」と表現することは不適切である。そして、死体遺棄犯の存在と殺人犯の存在は異質のことであり、誰か死体遺棄犯がいることが原口アヤ子氏が殺人犯であることを示すかのように「推認」することも全く間違いである。

また、本件再審請求棄却決定は、新証拠の証明力評価と新証拠の立証命題に関連する旧証拠の証明力評価の検討で結論を導いており、新旧証拠の全面的再評価を行っていない。第3次再審請求において、鹿児島地方裁判所及び福岡高等裁判所宮崎支部が共犯者とされた者らの供述の信用性について詳細に検討してきたことを、本件再審請求棄却決定は反故にしてしまった。「進歩とは反省の厳しさに正比例する」とはホンダ創業者の言葉であるが、確定判決の誤りを厳しく反省しなければ刑事司法を進歩させることにならないとの思いが去来する。

原口アヤ子氏は1927年（昭和2年）6月15日生まれである。現在、95歳となった。大崎事件が発生したとされるのは1979年（昭和54年）10月である。このとき、原口アヤ子氏は、52歳であった。そして、原口アヤ子氏は、52歳から現在まで、その半生をかけて無実を訴え、戦い続けている。当会は、原口アヤ子氏の不屈の精神と気高き尊厳に最大限の敬意を表するとともに、ごよ、あなたの名誉が回復されることを切に願う。

当会は、不当な本件再審請求棄却決定に抗議するとともに、本件再審請求棄却決定の即時抗告審となる福岡高等裁判所宮崎支部が法と良心に基づいて再審開始決定の正義を示すことを念願し、声明する。

2022年（令和4年）6月24日

佐賀県弁護士会

会長 井 寺 修 一